

## ○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## (基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。

- 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。
- (ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

〔イ 略〕

〔削る〕

ロ 略

- 二 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。))においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。))においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロまでに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

## (基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 〔同上〕

- 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。
- (ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

〔イ 同上〕

ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

- (1) 離島(本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。))のみで構成される単位料金区域(電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。))の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信
- (2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 同上

- 二 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。))においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。))においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の適用に用いられる単位として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの  
【削る】

ロ 【略】  
【二〇二〜四 略】  
（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。  
【二 略】

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）  
基礎的電気通信役務収支表

【略】  
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

1 第14(1) 同号イに 条第1 掲げるもの	役務の細目	営業 収益	営業費用				営業 利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備 利用部門 費用	うち第一種 公共電話 台数削減 費用	うち第一種 公共電話 台数削減 費用		

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの  
① 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信  
② 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信  
【同七】  
【二〇二〜四 同七】  
（緊急通報の通信回数）

第四十条の四の二 総務大臣は、各適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。  
【二 同七】

様式第38の2（第40条の3第1号、第40条の4第1項関係）  
基礎的電気通信役務収支表

【同左】  
第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

1 第14(1) 同号イに 条第1 掲げるもの	役務の細目	営業 収益	営業費用				営業 利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備 利用部門 費用	うち第一種 公共電話 台数削減 費用	うち第一種 公共電話 台数削減 費用		

号に掲げるもの	② 同号に掲げるもの								
第14条第2号に掲げるもの	① 同号に掲げるもの								
	不許								
[3・4略]									
合計									

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

【別表】

【別表】

2 第14条第2号イに規定する基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3～7 [略]  
[第2表略]

号に掲げるもの	② 同号に掲げるもの								
第14条第2号に掲げるもの	① 同号に掲げるもの								
	不許								
[3・4同左]									
合計									

注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。注1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

① 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

② 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの  
[新設]

2～6 [同左]  
[第2表同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

## 目次

「第一章 略」  
第二章 交付金

「第一節 略」

「第二節 削除」

「第三節・第四節 略」 「第四節 略」

「第三章・第四章 略」

附則

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

「一 略」

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

「削る」

三 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

## 目次

「第一章 同上」  
第二章 「同上」

「第一節 同上」

「第二節 収益の額の算定（第八条―第十条）」

「第三節・第四節 同上」

「第三章・第四章 同上」

附則

(交付金の額の算定方法等)

第五条 「同上」

「一 同上」

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

三 法第九十九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

「同上」

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

「同上」

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合

〔削る〕

〔254 略〕

(支援機関に届け出る事項)

第七条 法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 略〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三・四 略〕

五 施行規則第十四条第二号イ及びロのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節 削除

第八条 削除

の当該上回る額

六 次イ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔254 同上〕

(支援機関に届け出る事項)

第七条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三・四 同上〕

五 施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節 収益の額の算定

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出)

第八条 接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)は、支援機関の求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

一 前年度における適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関して当該適格電気通信事業者ごとに負担した額(以下「負担額」という。)、通信量及び単価(以下「負担額等」という。)(当該接続により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。)

二 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する当該適格電気通信事業者ごとの負担額等(当該卸電気通信役務の提供により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。)

2 前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)が、電気通信設備の接続又は卸電気通信役務の提供により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限り算出し、提出することができない場合には、これらに代えて、

前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備

第九條 削除

第十條 削除

(設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定)  
第十八條 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六條の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三條第一項の規定により記録した通信量等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七條の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務(と)に算定しなければならない。

別表第一 (第6條関係) 法第108條第一項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表  
適格電気通信事業者名

備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三二及び第三により支援機関に提出することができる。  
(交付金の額を算定するための収益の額の算出)

第九條 支援機関は、法第九條第二項に規定する収益の額(施行規則第十四條第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該適格電気通信事業者ごとに交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

- 一 前條第一項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額
- 二 前條第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第三号に規定する割合を、施行規則第十四條第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

第十條 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四條第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務(と)に、全ての接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

- 一 第八條第一項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等
- 二 第八條第二項の規定による提出があつた場合 同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第三号に規定する割合を、施行規則第十四條第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

(設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定)  
第十八條 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六條の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三條第一項の規定により記録した通信量等及び第十條の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七條の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務(と)に算定しなければならない。

別表第一 (第6條関係) 法第108條第一項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表  
適格電気通信事業者名

年度分  
(単位 円)

役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
		うち第一種 公共電話機 台数削減以 外の原価	うち第一種 公共電話機 台数削減原 価		
1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
小計					
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
合計					

[注1 略]

2 収益の額は、施行規則第14条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に算定すること。

[3～6 略]

年度分  
(単位 円)

役務の細目	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
		うち第一種 公共電話機 台数削減以 外の原価	うち第一種 公共電話機 台数削減原 価		
1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
小計					
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの				
	(2) 同号ロに掲げるもの				
	(3) 同号ハに掲げるもの				
合計					

[注1 同左]

2 収益の額は、施行規則第14条第1号イからハまで及び第2号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目ロ及びハ並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に算定すること。

[3～6 同左]

別表第1の2 (第6条関係) 第7条第5号に規定する事項  
 適格電気通信事業者名

(単位 円)  
年度分

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
1 施行規則 第14条第2 号イに掲げ るもの				
2 施行規則 第14条第2 号ロに掲げ るもの				
合計				

[注1～16 略]

別表第2の2 (第6条関係)

第7条第3号及び第4号に規定する割合

適格電気通信事業者名

年度分

[割る]

単位料金区域	第7条第4号に規定する割合 ( )

注 市内通信について記載することとし、( )内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。

別表第3 削除

別表第1の2 (第6条関係) 第7条第5号に規定する事項  
 適格電気通信事業者名

(単位 円)  
年度分

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
1 施行規則 第14条第2 号イに掲げ るもの				
2 施行規則 第14条第2 号ロに掲げ るもの				
3 施行規則 第14条第2 号ハに掲げ るもの				
合計				

[注1～16 同左]

別表第2の2 (第6条関係)

第7条第3号及び第4号に規定する割合

適格電気通信事業者名

年度分

第1表

単位料金区域	第7条第3号に規定する割合 ( )

注 離島特別通信について記載することとし、( )内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。

第2表第2表

単位料金区域	第7条第4号に規定する割合 ( )

注 市内通信及び離島特別通信ごとに記載することとし、( )内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。

別表第3 (第8条関係)

第1 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表(第8条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)

電気通信事業者名

(電気通信設備の接続等を行っている適格電気通信事業者名 \_\_\_\_\_ )

年度分  
(単位 円)

		第8条第1項 第1号に掲げ るものの額	第8条第1項 第2号に掲げ るものの額	合 計
1 施行規則 第14条第1 号に掲げる もの	同号ロに掲げ るもの			
2 施行規則 第14条第2 号に掲げる もの	(1) 同号イに 掲げるもの  (2) 同号ロに 掲げるもの			
	小 計			
	合 計			

注 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、2の項の第8条第1項第1号に掲げるものの額の欄について、当該精算に係るものも含めて記載すること。

第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表

電気通信事業者名

(電気通信設備の接続等を行っている適格電気通信事業者名 \_\_\_\_\_ )

年度分  
(単位 回、秒、円)

第1表 施行規則第14条第1号ロに掲げるもの

	1 通信 回数	2 通信 時間	3 通信 回数に適 用される 額の単価	4 通信 時間に適 用される 額の単価	5 負担 した額
発信側端 末の所属 する単位 料金区域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)	(単位 円)
着信側端 末の所属 する単位 料金区域					

--	--	--	--	--	--

注 1 同一都道府県及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、ルーターインテグ機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとについて記載すること。

2 1の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する離島特別通信」とすること。

3 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（発信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）にあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

4 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的な算出根拠を付すこと。

第2表 施行規則第14条第2号イに掲げるもの

	1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数に適用される額の単価	4 通信時間に適用される額の単価	5 負担した額
単位料金区域	(単位回)	(単位秒)	(単位円)	(単位円)	(単位円)

注 1 当該年度において、接続料規則第 22 条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

2 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、ルーターインテグ機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとに記載することとし、発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継

- 交換機との接続となるもの及び卸電気通信役務の利用となるものについては、それぞれアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。
- 3 2の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する市内通信」とすること。
- 4 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）にあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
- 5 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
- 6 の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第3表 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの

	1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数に適用される額の単価	4 通信時間に適用される額の単価	5 負担した額
発信側端末の所属する単位料金区域	(単位回)	(単位秒)	(単位円)	(単位円)	(単位円)
着信側端末の所属する単位料金区域					

注1 該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

- 2 一都道府県内及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リルーティング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごと（発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの及び卸電気通信役務の利用となるもの）にあつては、さらにアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。

3 の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する離島特別通信」と記載すること。

4 信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）にあつては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

6 の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的な算出根拠を付すこと。

第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第8条第2項に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名  
（電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名）

年度分  
 （単位：円）

		第8条第1項 第1号に掲げ るものの額	第8条第1項 第2号に掲げ るものの額	合 計
1 アナログ 電話用設備 又は総合デ ジタル通信 用設備に係 るもの	固定端末系伝 送路設備の一 端に接続され る端末設備か ら発信する離 島特別通信			
	2 施行規則 第14条第2 号に掲げる もの	(1) 市内通信		
		(2) 離島特別 通信		
	合 計	小 計		

注 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、2の項の第8条第2項に掲げるものの額（電気通信設備の接続に関する負担額に限る。）の欄について

別表第4 (第13条関係)

第1  
[第1表 略]  
[削る]

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

別表第9の4 (第17条の2関係)

第2表  
[表 略]  
[第2・第3 略]

て、当該精算に係るものも含めて記載すること。  
別表第4 (第13条関係)

第1  
[第1表 同左]  
第2表

		通信量記録						年度分
施行規則第14条第1号ロ及び第2号ロに規定する基礎的電気通信役務のうち同一の都道府県内における単位料金区域別通信量		同一中継区域内単一位料金区域間加入電話番号自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間公衆電話番号自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間デジタル公衆電話番号自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間加入電話番号自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間公衆電話番号自動通話回回数	同一中継区域内単一位料金区域間デジタル公衆電話番号自動通話回回数	
発信側端末の帰属する単位料金区域	着信側端末の帰属する単位料金区域							

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。  
2 各欄には、通信回数は、1,000回、通信時間は、1,000時間を単位として記録すること。  
3 同一都道府県内通信について、離島に関する通信料金の特例措置対象のある単位料金区域間のみ記録すること。  
第3表  
[表 同左]  
[第2・第3 同左]

別表第9の4 (第17条の2関係)

費用区分	算定方式
撤去費用	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの 第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率

	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>-----</p> <p>メタルケーブレルに係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブレルに係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>
<p>廃棄物処理費用</p>	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>

	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>-----</p> <p>メタルケーブレルに係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブレルに係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>
<p>廃棄物処理費用</p>	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>

その他撤去に係る費用	当該適格電気通信事業者のフアイナンス・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこの附属設備に係るもの（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。）の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号イに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
除去損	施行規則第14条第2号イに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第14条第2号ロに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
管理共通費	施行規則第14条第2号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した基礎的電気通信業務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則

その他撤去に係る費用	第一種電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 当該適格電気通信事業者のフアイナンス・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこの附属設備に係るもの（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。）の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号イに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ハに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
除去損	施行規則第14条第2号イに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第14条第2号ロに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率 施行規則第14条第2号ハに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率
管理共通費	施行規則第14条第2号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した基礎的電気通信業務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則

	<p>則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率          施行規則第14条第2号ロに係るもの  <math>\text{管理共通費} \times \text{施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量} \div \text{第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量}</math>比率</p>
--	---

別表第9の5 (第17条の2関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

適格電気通信事業者名 \_\_\_\_\_

年度分  
(単位 円)

対象区分	対象業務	地域名		合計	
		金額	件数	金額	件数
公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用			施行規則第14条第2号イに係るもの	
				施行規則第14条第2号ロに係るもの	
				特殊工事を含む場合	
公衆電話ボックステル等撤去費用	特殊工事を含む場合			施行規則第14条第2号イに係るもの	
				施行規則第14条第2号ロに係るもの	
				特殊工事を含む場合	
公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用			施行規則第14条第2号イに係るもの	
				施行規則第14条第2号ロに係るもの	
				特殊工事を含む場合	

	<p>則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率          施行規則第14条第2号ロに係るもの  <math>\text{管理共通費} \times \text{施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量} \div \text{第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量}</math>比率</p>
--	---

別表第9の5 (第17条の2関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

適格電気通信事業者名 \_\_\_\_\_

年度分  
(単位 円)

対象区分	対象業務	地域名		合計	
		金額	件数	金額	件数
公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用			施行規則第14条第2号イに係るもの	
				施行規則第14条第2号ロに係るもの	
				特殊工事を含む場合	
公衆電話ボックステル等撤去費用	特殊工事を含む場合			施行規則第14条第2号イに係るもの	
				施行規則第14条第2号ロに係るもの	
				特殊工事を含む場合	
公衆電話端末及びこの附属設備撤去費用	端末設備撤去費用			施行規則第14条第2号イに係るもの	
				施行規則第14条第2号ロに係るもの	
				特殊工事を含む場合	

キヤベネット等撤去費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
メタルケーブ撤去費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
廃棄物処理費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
その他撤去に係る費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
	メタルケーブに係るもの	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの					

キヤベネット等撤去費用	2号ハに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
メタルケーブ撤去費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
廃棄物処理費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ハに係るもの						
その他撤去に係る費用	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの						
	施行規則第 14 条第 2 号ロに係るもの						
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第 14 条第 2 号イに係るもの					
	メタルケーブに係るもの	施行規則第 14 条第 2 号ハに係るもの					

管理共通費		施行規則第 14 条第 2号イに係るもの	施行規則第 14 条第 2号ロに係るもの						
合計	備考	施行規則第 14 条第 2号イに係るもの							
		施行規則第 14 条第 2号ロに係るもの							
合計									
備考									

【注 1～7 略】

8 「備考」の項目には、施行規則第 14 条第 2号イ及びロに係るトラヒック対第一種公衆電話機に係るトラヒック比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信原価明細表

適格電気通信事業者名 \_\_\_\_\_

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	【略】	年度分 (単位 円)
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する基礎的電気通信業務に係る原価		
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売	施行規則第14条第2号イに規定する基礎的電気通信業務に係る原価並びに同条第1号イ及びロに規定する基礎的電気通信		

管理共通費		施行規則第 14 条第 2号イに係るもの	施行規則第 14 条第 2号ロに係るもの	施行規則第 14 条第 2号ハに係るもの					
合計	備考	施行規則第 14 条第 2号イに係るもの							
		施行規則第 14 条第 2号ロに係るもの							
合計									
備考									

【注 1～7 同左】

8 「備考」の項目には、施行規則第 14 条第 2号イ、ロ及びハに係るトラヒック対第一種公衆電話機に係るトラヒック比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第 10 (第 19 条関係)

設備利用部門の基礎的電気通信原価明細表

適格電気通信事業者名 \_\_\_\_\_

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	【同左】	年度分 (単位 円)
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第1号ロに規定する基礎的電気通信業務に係る原価		
		(2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売	施行規則第14条第1号ロに規定する基礎的電気通信業務に係る原価並びに同条第1号イ及びハに規定		

<p>売に係る原価</p> <p>務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの</p>	<p>する基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの</p>
<p>〔略〕</p> <p>(4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価</p>	<p>〔同左〕</p> <p>(4) 代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価</p>
<p>(5) 販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価</p>	<p>(5) 販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>注 1 施行規則第 14 条第 1 号イ及びロ並びに第 2 号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに記載すること。 〔2～5 略〕</p>	<p>注 1 施行規則第 14 条第 1 号イからハまで及び第 2 号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに記載すること。 〔2～5 同左〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	<p>附則</p> <p>「1 略」</p> <p>2   削除</p> <p>「3ゝ4 略」</p>
改正前	<p>附則</p> <p>「1 同上」</p> <p>(経過措置)</p> <p>2   改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第一号ロのアナログ電話用設備に係る離島特例通信に関しては、当分の間、新施行規則第三章の規定及び改正後の算定規則（以下「新算定規則」という。）の規定は、適用しない。</p> <p>「3ゝ4 同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

附則

(補填対象額の算定等の特例)

第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)附則第五項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「新規則」という。)第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條	〔略〕	〔同上〕
第一項	〔略〕	〔同上〕
<p>二 法第九條第二項の原価のうち施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔削る〕</p>	<p>一 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信役務原価(一)のうち施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線(一)に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔削る〕</p>	<p>三 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四條第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額</p> <p>イ 法第九條第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ハ 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四條第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額</p> <p>(1) 基礎的電気通信役務原価(一)が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 施行規則第四十條の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支</p>

附則

(補填対象額の算定等の特例)

第二条 〔同上〕

第五條	〔同上〕	〔同上〕
第一項	〔同上〕	〔同上〕
<p>二 法第九條第二項の原価のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>三 法第九條第二項の原価(施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九條に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>〔同上〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信役務原価(一)のうち施行規則第十四條第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線(一)に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>ハ 基礎的電気通信役務原価(一)(施行規則第十四條第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九條に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>〔同上〕</p>	<p>四 〔同上〕</p> <p>イ 法第九條第二項の原価が、第九條に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(1) 基礎的電気通信役務原価(一)が、第九條に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 施行規則第四十條の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支</p>

<p>〔削る〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>	<p>四 次イ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>
<p>二 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、</p>	<p>表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>二 次イ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>（1）基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>（2）基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>〔削る〕</p>
<p>六 次イ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>	<p>当該上回る額</p> <p>ロ 施行規則四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>
<p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、</p>	<p>表（以下「基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ホ 〔同上〕</p> <p>（1）基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>（2）基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ヘ 次イ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>（1）基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>（2）基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>

		<p>海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>〔削る〕</p> <p>ハ  次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>(1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ニ  次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>(1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>
	<p>の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p>	<p>海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>ハ  基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ニ  〔同上〕</p> <p>ホ  (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>〔同上〕</p> <p>ヘ  (1) 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に</p>



## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)第一表については、当分の間、三の項及び四の項を記載しないこととする。

3 令和六年度に提出する基礎的電気通信役務収支表第一表については、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第十四条第二号ロに規定する電気通信役務の提供に係る営業収益、営業費用及び営業利益は、欄を設けて記載することとし、同表の注二の適用については、同注二中「第十四条第二号イ」とあるのは「令和六年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に提供した第十四条第二号イ」とする。

4 令和五年度に提供された基礎的電気通信役務の提供に係る補填対象額の算定にあつては、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第六条第一項に規定する原価及び収益の額(旧施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。)、算定規則第七条第三号及び第四号に規定する通信量の割合並びに同規則第十三条に規定する通信量

等の記録については、令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日までの基礎的電気通信役務の提供に係るものとし、この省令による改正前の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第八条の適用については、同条第一項及び第二項中「前年度」とあるのは「令和五年四月一日から令和五年十二月三十一日まで」とする。